

# ごみ減量推進部会の廃止について

環境政策課

## 1 趣旨

浜松市環境審議会では、令和2年4月に設置された「ごみ減量推進部会」にて、浜松市一般廃棄物処理基本計画の見直し及び浜松市長から諮問を受けた家庭ごみ有料化に関して審議してきた。有識者からの情報収集・意見聴取を終えたことから、ごみ減量推進部会を廃止する。それに伴い浜松市環境審議会規程を改正する。

## 2 改正案

資料5-2「【改正案】浜松市環境審議会規程」のとおり

現 行	改正案								
浜松市環境審議会規程	浜松市環境審議会規程								
第1条～第4条 略	第1条～第4条 略								
(部会)	(部会)								
第5条 審議会は、条例第26条の規定により別表に掲げる部会を置く。	第5条 審議会は、条例第26条の規定により部会を置くことができる。								
第2項～第7項 略	第2項～第7項 略								
第6条～第7条 略	第6条～第7条 略								
附 則	附 則								
この規程は、令和2年4月1日から施行する。	この規程は、令和2年4月1日から施行する。								
(新設)	<u>附 則</u>								
	<u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u>								
<u>別表 (第5条関係)</u>	(削除)								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">所掌事務</th> <th style="text-align: center;">人数</th> <th style="text-align: center;">庶務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ごみ減量推進部会</td> <td style="text-align: center;">一般廃棄物処理基本計画の改定に関する事項</td> <td style="text-align: center;">10人以内</td> <td style="text-align: center;">環境部 ごみ減量推進課</td> </tr> </tbody> </table>	名称	所掌事務	人数	庶務	ごみ減量推進部会	一般廃棄物処理基本計画の改定に関する事項	10人以内	環境部 ごみ減量推進課	
名称	所掌事務	人数	庶務						
ごみ減量推進部会	一般廃棄物処理基本計画の改定に関する事項	10人以内	環境部 ごみ減量推進課						